最終更新日：2016年7月4日

MRT株式会社
代表取締役社長　馬場 稔正
問合せ先：コーポレート本部　03-6415-5295
証券コード：6034
http://medrt.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりであります。
当社は、「医療を想い、社会に貢献する。」を経営理念に掲げており、それを実現させるためにはコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が経営上重要であると考えております。当社は公共性の高い事業を営むゆえ、より高い次元で自らを律するべきであるという考えによるものであります。
当社は、創業以来、医療人材の紹介事業という公共性の高い事業の中で迅速な経営判断を志向しており、これに加えて社外役員の招聘や内部監査部門の設置など有効に牽制機能が働く経営管理体制を構築、運用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社冨田医療研究所	600,000	23.03
冨田 兵衛	430,500	16.52
冨田 留美	160,000	6.14
馬場 稔正	140,000	5.37
株式会社光通信	135,000	5.18
株式会社アイフラッグ	135,000	5.18
堺　昌彦	99,000	3.80
小川 智也	80,900	3.11
山口 貴弘	50,001	1.92
株式会社SBI証券	42,400	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記の大株主の状況は2016年3月31日現在の状況を記載しております。
・馬場稔正氏から2016年5月18日付で関東財務局長に大量保有報告書の変更報告書が提出されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島田　栄治	他の会社の出身者								○			
明星　智洋	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田　栄治		―――	島田氏は、企業経営者としての豊富な経験・知識及び、医師に対する専門的知識等を有し、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。
明星　智洋		―――	明星氏は、医師としての医療に対する専門知識等を有し、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名からなり、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。
会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任し、監査を受けております。
内部監査は、代表取締役直轄の経営企画室が実施しており、人員は経営企画室長を含む2名からなります。経営企画室は、年間内部監査計画に基づき、当社の各本部／各グループを往査の上、業務遂行状況等を監査しており、当該監査の結果については代表取締役社長に報告し、必要に応じて改善指示、フォローアップ監査を実施しております。
内部監査、監査役監査及び会計監査は密接に関係するという視点のもとに経営企画室、監査役及び会計監査人は定期的に情報共有、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 博彦	他の会社の出身者													
村井 仁昭	他の会社の出身者													
原口 昌之	弁護士													
石塚 祐美	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 博彦	○	―	加藤氏は、上場企業の代表経験があり、企業経営実務の知識と経験を有していることから、社外監査役として選任しております。また、当社及び当社の業界での取引がなく、一般株主との利益相反関係もなく、公正かつ客観的な視点での牽制が可能であることから独立性を有しております。

村井 仁昭		―	村井氏は、旧厚生省の課長職を経験しており、医療業界に精通しております。そのため高い視座からの管理監督が可能であることから、社外監査役に選任しております。
原口 昌之		―	原口氏は、弁護士かつ公認会計士の資格を有する現役の弁護士であり、法曹的な視点からの管理監督が可能であることから、社外監査役に選任しております。
石塚 祐美		―	石塚氏は、公認会計士の資格を有しており、大手監査法人の経験もあり、会計的な視点からの管理監督が可能であることから、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役、社外役員の別に、報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員については、経営企画室及びコーポレート本部が共管でサポートすることとしております。取締役会の資料は事前に配布することとしており、その他、開示を求められる情報については、管理担当取締役を通じて情報伝達することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社機関として、取締役会、経営会議、監査役会があります。取締役会は、取締役会規程にもとづき、毎月1回開催しており、会社の経営の重要な意思決定を行っております。全取締役で構成され、監査役も出席しております。経営会議は、経営会議規程にもとづき、社長の最高諮問機関と

して当社の経営全般にわたる基本的事項等について協議検討するため、原則として毎月２回開催しております。社長、会長、常勤取締役、常勤監査役、その他社長が必要と認めた者が参画しております。監査役会は、常勤監査役１名、非常勤監査役３名からなり、監査役会で決議された監査計画に基づき、監査を行っております。
役員の構成については、取締役1名、監査役4名を社外役員とし、そのうち、1名を独立役員として、牽制機能を果たしております。
これに加え、経営企画室に内部監査機能をもたせ、監査役会を中心に情報交換をはかるなど、コンプライアンス遵守の体制を敷いております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「医療を想い、社会に貢献する。」を経営理念に掲げており、それを実現させるためにはコーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化が経営上重要であると考えております。当社は、創業以来、医療人材の紹介事業という公共性の高い事業の中で迅速な経営判断を志向しており、これに加えて社外役員の招聘や内部監査部門の設置など有効に牽制機能が働く経営管理体制を構築、運用しております。このような考えに則り、社外監査役で構成された監査役会と社外取締役による業務執行の公正性の監督を受けるコーポレート・ガバナンス体制が現状では最適との判断をいたしました。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくため、開催日の設定については集中日を避けるように留意します。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の方式もインターネットの活用も含めて、円滑化を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。
その他	上場後の株主総会は、IR型の株主総会を志向し、映像も含めたわかりやすい説明を心掛ける所存であります。定時株主総会の開催日は毎年6月頃とし、株主総会の招集通知は総会の14日前までに発送し、招集通知の内容は当社HP上等で開示し、投資者へ提供する方針であります。独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報については、上場他社事例を確認しつつ、事業報告書等に記載することを検討します。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成しホームページ上に公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、個人投資家向けの説明会の実施を検討しておりま す。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、アナリスト・機関投資家向けの説明会の実施を検討しております。直近では、平成28年5月12日にアナリスト・機関投資家向けの説明会を代表取締役社長及び担当役員より実施しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題であります。	なし
IR資料のホームページ掲載	IRサイト（https://medrt.co.jp）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレート本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」において、社会との関係、顧客・取引先・競争会社との関係、株主・投資家との関係、職場環境との関係、会社との関係について詳細に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の企業理念は「医療を想い、社会に貢献する。」であり、当社は、医師不足に悩まされる少子高齢化の現代社会において、患者様へ、ひとりでも多く、より満足できる医療サービスの提供ができるよう、医療現場のニーズに応じた医師を紹介し医療機関と医師との架け橋となる役割を担う医師紹介事業を行っております。また、「国境なき医師団」「東日本大震災」「熊本地震」への寄付等を行うことを通じた社会貢献をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンスマニュアル」において「お客さま、株主、サプライヤー、従業員、地域社会の方々、マスメディア等のステークホルダーの皆さまとの良好な関係を構築するために、当社

	は広報担当を通じて広く積極的な広報活動を推進します。この目的を達成するため、次のような点に心がけた適正な広報活動を行わなければなりません。」と規定し、あわせて、同マニュアルにおいて、 1）情報の開示、公開にあたっては、迅速、正確、誠実な対応を心がけ、相手によって情報開示の対応や内容に使い分けを行わないようにしなければなりません。 2）広報活動を行うにあたって発信する文書・情報には、他者を誹謗・中傷するような表現や社会的差別につながる用語は一切使用してはいけません。また、個人情報については、法令に従い適正に取り扱わなければなりません。 3）当社や取引先の機密情報の取扱いについても細心の注意を払わなければなりません。 と規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

1．　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)法令、定款及び社会規範の遵守を目的として「コンプライアンスマニュアル」を制定してコンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。

(2)経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月１回以上開催する取締役会において行う。

(3)監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査し、取締役と定期的に情報及び意見交換を行う。

(4)内部監査は、使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合しているかにつき、社内各部門の事業活動の監査を行い、改善すべき事項を明らかにしたうえで、当該監査結果を代表取締役社長に報告し、適宜改善事項を指示し、その是正、改善を図る。

2．　取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

(1)当社は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理を行うため、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部門において保存及び管理を行う。

(2)文書の整理保存、管理の期間については、法令に定めるものの他、文書管理規程、個人情報保護規程等の社内規程に基づいて、定められた期間、保存することとし、取締役及び監査役の要請により、常に閲覧可能な状態を維持する。

(3)全般的な情報管理については、「情報セキュリティ基本方針」及びその実践のための「ISMSマニュアル」を定め、情報資産の適切な管理及び運用を行う。

3．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、取締役会が行い、各部署においては、リスク管理基本方針を策定し、各部署の長が運用・管理を行うことにより、リスク低減に努めるものとする。

4．　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)重要な経営課題について、取締役会で十分な検討を行い、迅速に経営上の意思決定を行うとともに、職務の執行状況について報告を行う。

(2)組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める職務分掌規程を定める。

5．　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

(2)子会社に対して、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。

(3)子会社の経営の自主性を尊重するとともに、定期的に開催される当社の経営会議等において、重要事項の事前協議を行うことにより、当社及び子会社の業務の整合性と子会社における業務の効率性を確保する。

(4)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように当社の「コンプライアンスマニュアル」を子会社の取締役及び使用人にも適用し、コンプライアンスに係る教育及び啓蒙を行う。

(5)子会社に対して、当社経営企画室が実地監査を含めた内部監査を実施し、当社取締役会及び監査役会へ結果報告を行うとともに、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

6．　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

(1)当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置する。

(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮命令に基づき業務を行い、当該使用人の人事異動、人事評価等について、監査役会の意見を尊重し対応する。

7．　当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(1)監査役は、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に随時出席し、また、重要な決議書類及び関係資料を閲覧することができる。また、監査役は必要に応じていつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

(2)当社及び子会社の取締役及び使用人は、重大な法令、定款違反、不正な行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、遅滞なく監査役に報告する。

8．　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9．　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた請求を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10．　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、経営企画室と緊密な連携を保ち、必要に応じて経営企画室に協力を求め、監査を行う。

(2)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見や情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除は会社の社会的な責任のひとつであると考えております。当社では、契約書の中に必ず、反社会的勢力ではないことの確認を求める一文をいれるとともに、取引開始時に反社チェックを実施しております。役職員については、登用予定の役職員に関する経歴書等を受領し、日経テレコン検索・インターネット検索による風評チェック及び登用前の面談実施で確認しております。取引先については、取引開始前に当該取引先について、日経テレコン検索・インターネット検索による風評チェックを実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

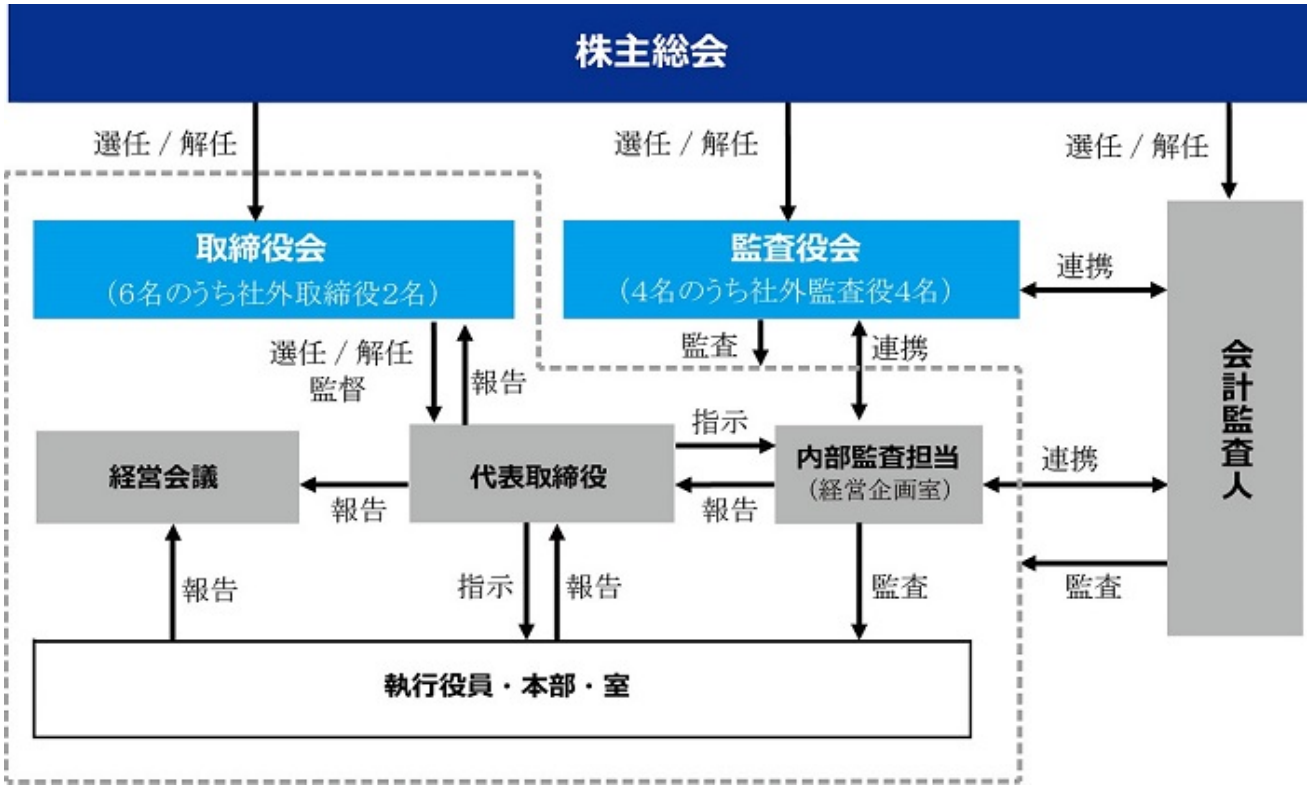
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－



【適時開示体制の概要（模式図）】

